

令和7年（2025年）6月

平塚市議会定例会追加議案

議 案 目 次

	ページ
諮問第1号 督促処分についての審査請求に係る諮問について	1

諮問第1号

督促処分についての審査請求に係る諮問について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく督促処分につき、別紙のとおり審査請求があったので、同条第7項の規定により諮問する。

令和7年6月18日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 審査請求に係る処分

処分の年月日 令和6年10月3日

処 分 庁 平塚市長

被 処 分 者

処 分 の 概 要 生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の規定による生活保護費の返還に係る督促処分

2 審査請求の概要

審査請求の年月日 令和6年12月5日

審 査 請 求 人 被処分者と同じ

審 査 請 求 の 趣 旨 審査請求に係る処分の取消しを求めるもの

3 事案の概要

- (1) 令和5年3月23日、審査請求人について、「貯金等の減少・喪失」を保護開始の理由として生活保護が開始された。
- (2) 令和6年1月9日、処分庁は、生活保護法第27条に基づき、審査請求人に対し、障害厚生年金の決定通知書の写し及び収入申告書、令和5年度に収入があった場合にあっては令和5年度の収入に係る収入申告書並びに生活保護開始時からの電気、ガス及び水道の使用状況がわかるものの提出を求める同日付け指導指示書（履行期限は、同月19日）を送付した。
- (3) 令和6年1月9日付け指導指示書をもって指示した事項が履行されないため、同月30日、処分庁は、生活保護法第27条に基づき、審査請求人に対し、当該指導指示書と同一の事項を指示する同日付け指導指示書（履行期限は、同年2月9日）を送付したが、指示した事項は履行されなかった。
- (4) 審査請求人が未申告で障害厚生年金遡及分（平成30年12月分から令和5年11月分まで。以下同じ。）及び障害厚生年金（令和5年12月分から令和6年1月分まで。以下同じ。）を受給したことが発覚したことに加え、

審査請求人が生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導及び指示に従わないことから、令和6年3月18日、処分庁は、同法第78条第1項に基づき保護期間中に平塚市福祉事務所が支弁した額に加算を付した金額の返還決定処分を行い、審査請求人に対し、支給済保護費返還決定通知及び納入通知書（納期限は、同年4月30日）を送付した。

なお、同年2月9日、審査請求人について、指導指示に従わないことを保護廃止の理由として生活保護は廃止されている。

- (5) 上記返還決定処分に係る支給済保護費が未納のため、令和6年10月3日、処分庁は、審査請求人に対し、同日付け生活保護法第78条に基づく生活保護費返還金督促状及び納入通知書を送付し、同返還金の支払いを求めた（以下「本件督促処分」という。）。
- (6) 令和6年12月5日、審査請求人は、本件督促処分の取り消しを求め、審査請求をした（審査請求書の日付は、同年11月30日。以下「本件審査請求」という。）。

4 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、そもそも、生活保護の受給資格を廃止する手続が間違っており、適切な処理がなされていないため、受給資格は廃止されていないと主張している。受給資格が廃止されていない以上、生活保護費の返還を求められるものではなく、本件督促状は無効なものであるとして、本件督促処分の取消しを求めている。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件督促処分は法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

ア 審査請求人が未申告の障害厚生年金遡及分及び障害厚生年金を受給したことにより、生活保護費の一部に過払いが生じた。さらに、審査請求人に対して、生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導及び指示を行ったが、審査請求人がこれに従わないことから、同法第78条第1項の規定に基づく生

活保護費の返還決定をした。

イ 納期限までに当該返還金の納付がなかったことから、地方自治法（昭和 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 の規定により、本件督促処分を行った。

5 審理員の判断・理由

- (1) 本件審査請求の争点は、生活保護法第 7 8 条第 1 項に基づく返還請求の可否である。
- (2) 生活保護法第 7 8 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定している。

本件において、審査請求人は、上記のとおり、障害年金遡及分及び障害厚生年金を受給したにもかかわらずこれを申告せず、生活保護費を受けていたことに加え、処分庁の指導及び指示に従わなかったことから、同項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た者に当たる。したがって、処分庁の審査請求人に対する同項に基づく返還請求は可能である。

この点において、審査請求人は、生活保護廃止の決定は無効であるから、同項に基づく返還請求も認められない旨を主張するが、同項は生活保護の廃止を要件としていないから、仮に生活保護廃止の決定が無効であるとしても、同項に基づく返還請求は可能である。

- (3) 他に本件督促処分に違法又は不当な点は、認められない。

6 審理員意見書の結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 5 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。